### 201005号



「訪問買取り」には 応じないゾー

平成23年1月19日環境生活総務課(消費生活室)

Tel 0852-22-5103 FAX 0852-32-5918

E-mail syohisen@pref.shimane.lg.jp

# 消費者被害注意情報

## ☆ 「訪問販売」ならぬ「訪問買取り」に関するトラブルが 増加!

「アクセサリーなど貴金属を見せて欲しい」などと業者に自宅を訪問され、貴金属などを半ば強引に「買い取られ」、その後返品を申し出ても返品されない、といった相談が増えています。

### ● 業者が訪問して買取りを申し出る

突然、業者が訪問して「不要な貴金属を買い取りたい」「不要な着物を譲って欲しい」などと買取りを申し出ます。事前に女性から電話があった後に訪問される場合もあります。

### ● 「不要」ではない貴金属までも「安く」買い取られることに

消費者は、「不要な」貴金属のみの売却を考えていても、業者から言葉巧みに 言われて次々と貴金属を出すことになり、一方的に買い取り額を告げられて多 くの貴金属を買い取られてしまいます。

その際、貴金属を次々見せるよう強引に迫られたり、消費者が断っても執拗な勧誘を受けたり、考える暇を与えられないまま買い取られることがあります。 また、消費者側が買取りの市場価格を把握していないことをいいことに、業者が安い価格で買取りをしていると思われるケースもあります。

最初に「着物」と言われた場合も、貴金属の買取りに広がることが多いです。

#### ●「買い取ったもの」は返品しない

後になって返すように求めても、「既に処分した」などと言われ、返品される ことはほとんどありません。

#### ● クーリング・オフは適用されない

上記のケースは、消費者にとっては不意打ち的な訪問勧誘です。しかし特定 商取引法は、消費者が代金を支払って、商品を購入する場合やサービスを利用 する場合を規制しており、事業者が消費者から買い取るタイプの取引は規制し ていません。従って、クーリング・オフもできません。法の網の目をくぐる脱 法行為ともいえるもので、大変悪質です。

#### ●アドバイス

- 買い取ってもらうつもりがないなら毅然と断ること。
- 家の中に入れないこと。
- 相手がどのような業者であるのか確認すること。
- ・住居に居座られたり、怖い思いをしたときは警察を呼ぶこと。
- ・買取り価格の計算根拠や買取り条件などが明記された**書面をもらう**こと。
- ・トラブルにあった場合は、すぐに消費者センターに相談すること。